

農地法第3条 許可申請書提出書類

- 許可申請書の受付期間は、毎月10日までです。(10日が休日等の場合は、前開庁日となりますのでご注意ください。)
- 申請人が法人となる場合は、登記事項証明書、定款の写し、農業生産法人となる場合は事業等の状況がわかるものが必要です。

提出書類	提出部数	説 明
申請書	3	
登記事項証明書 (全部事項証明書)	1	法務局から発行された3カ月以内のもの 筆ごとに1通
委任状	1	代理申請の場合
経営状況証明書	1	譲受人の住所地が町外である場合は、その住所地の農業委員会で取得
土地改良区の意見書	1	土地改良区域内であり、土地改良費の負担者を変更する場合 管轄の土地改良区で取得
住民票	1	譲渡人及び譲受人の住所地が町外である場合は、その住所地の市町村役場で取得